

平成31年2回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成31年2月25日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時52分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	出		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成 31 年第 2 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたので御報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成 31 年第 2 回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第 2、報告第 2 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について(農業用施設)。</p> <p>日程第 3、議案第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について。</p> <p>日程第 5、議案第 18 号から議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 6、議案第 24 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第 7、議案第 25 号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは松本雅夫委員と坂本日出雄委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第 2、報告第 2 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出についてを報告いたします。</p> <p>それでは、報告第 2 号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が 2 アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p> <p>それでは、報告番号第 2 号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>近くの県道は交通量も多く、家からも遠いため、大変危険だったとのこと。今回この申請地にとトラクターを保管して安全に耕作したいということです。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですので、御了承願います。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規</p>

発 言 者	内 容
	<p>定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員退席)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、議案第 16 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 16 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>(申請人)さんの御自宅のすぐ南西の農地が、今回の申請地となります。既に農業用の倉庫が 4 棟あり、追認の申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イによりまして、申請に係る農地を、農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設に供するものにつきましては、例外として許可となるものとされておりまして、</p> <p>また、農地法、第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>大澤委員。</p>
<p>大澤推進委員</p>	<p>過日現地を確認に行ってまいりました。この場所は、梅澤委員さんの御自宅から 4、50 メートル離れたところにあり、農業用倉庫は、昔は養蚕農家をやっており、今は皆さんも御存じのとおりだいたい農家として、農業資材などが入っております。特に問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>(梅澤委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、日程第 4、議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 17 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、本件につきましては、平成 3 年 7</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>月 25 日付けで得た許可の取消を願い出ているものでございます。</p> <p>それでは、議案第 17 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>この農地は、建売住宅敷地として当時許可を得たものですが、その後計画は実行されず、今後も計画がないことから、許可の取消を求めているものであり、特に問題はないと考えます。</p> <p>なお、当時の申請地である〇〇—〇ですが、許可後に 4 筆に分筆しております。その内 2 筆は現在、国道部分になっておりますが、熊谷県土整備事務所に確認し、今回の取消に関して支障はないと確認できております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>私も普段通る道なので、ずっと手付かずのままでいたというのは気になるのですが、こういったことがあったのだなと思いました。現状何も手を付けておりませんので、取消申請は何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 18 号から議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 18 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 18 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>駅や小学校が近くにあり、住宅地としての生活環境が整っていることから今回の申請に至ったとのこと。1 区画の宅地分譲地の計画となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>

発 言 者	内 容
坂本委員	<p>坂本委員。</p> <p>この件につきまして、過日 17 日に渡邊推進委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。冬場の時期でありますので、野菜そのものはそれほど姿が見えませんでした。農地として管理をされている土地でございます。他については事務局の説明のとおり問題はないかと思われま。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 19 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 19 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である(譲受人)さんは、現在実家に同居しております。おじい様である(譲渡人)さんの土地を借り受け、自己用住宅を建てたいとのことからの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>同じく 17 日に渡邊推進委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。(譲渡人)さんは、違反農地があり、平成 30 年 10 月の総会において、農業用の施設の報告事項として報告番号第 7 号であがっており是正されております。その農地より少し南に 50 メートルくらい行ったところのおじいさんの畑を借り受けて自宅を作りたいということであります。耕作している様子は見えなかったのですが、草もなくきちんと管理されている土地でありました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 20 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 20 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>(譲受人)さんの御自宅には、現在介護施設の送迎車が北側の道から出入りをしておりますが、狭く、夜は暗いため、非常に危険だとのこと。そのため、南側に進入路を確保したいとのことで、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>こちらも17日に渡邊推進委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。先ほどの事務局の説明のとおり、(譲受人)さんは、進入路が昔の6尺の道しかありません。北側から入るとかなりの距離になります。事務局の説明のとおり、隣地から道路に面した部分を分けてもらいたいとのございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第21号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第21号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>日光を遮る要素が少ないため、太陽光発電に適した土地であるということから申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>東上線で遮られて従来は田が点在していたところだと思います。形も悪いし、さほどいい環境ではないと思います。15年前くらいは田んぼとして機能していたと思いますが、前通ったときに太陽光にいいねと言っていた人がいたから、その人だったのかなと思いました。今後農地としての活用に道がないということで決断したようであります。よろしく願いいたします。</p>
議長 小林委員 議長	<p>他に御意見はございませんか。</p> <p>はい。</p> <p>小林委員。</p>

発 言 者	内 容
小林委員	大変細かいことなんですけれども、案内図ですが、東上線で〇〇に至るといのが違います がこれでいいのでしょうか。反対ですよ。
嶋田推進委員	これは、もしかしたら地図をつなげたんじゃないですか。
事務局	今嶋田推進委員さんがおっしゃったとおりで、住宅地図が分割される境目のところで 4 枚 の地図をつなげて 1 つのものにしました。その関係でこのようなものになりました。分かり づらく申し訳ございませんでした。
議長	他に御意見はございませんか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし ます。
事務局	次に、議案第 22 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	平成 30 年度第 1 回農業振興地域促進協議会で御審議いただき、平成 30 年 12 月 26 日に除 外された農地が今回の申請地になります。
事務局	(譲受人)さんは、現在実家暮らしをされており、自己用住宅の建築を計画したところ、お父 様である(譲渡人)さんの承諾を得ることができ、今回の申請に至ったとのこと。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の 資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可 要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。
議長	梅澤委員。
梅澤委員	昨日大澤推進委員さんと現地を確認いたしました。事務局の言うとおおり、何も問題ござい ませんので御審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	他に御意見ございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第 23 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 23 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	近隣に高い建物等がなく、日光を十分得ることが出来る土地であるということから今回の 申請に至ったとのこと。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の

発 言 者	内 容
議 長	<p>資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>林委員。</p>
林委員	<p>16日に池田推進委員さんと一緒に現地確認をしました。東京にいるそうで会えなかったのですが、近くに親戚の家がありまして話を聞いたところ、東京に移住して4、50年くらい経つということで、ほとんど畑として管理していないということで、今回こういう形で太陽光に売るということでもあります。現地に行ってみたら、結構太い木が5、6本あるのですが、当然切るということだと思いますので、特にその辺を除けば問題はないかと思います。</p>
議 長	<p>他に御意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 6、議案第 24 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、内田勤委員と野邊良男委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(内田委員、野邊推進委員退席)</p>
議 長 事務局	<p>それでは、議案第 24 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは議案書の 5 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 24 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)さん以下 4 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)さん以下 4 人です。</p> <p>合計 27 筆で、24,861 m²、そのうち、田が 7 筆で 6,711 m²、畑が 20 筆で 18,150 m²となっております。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 (内田委員、野邊推進委員着席)
議長	続きまして、日程第 7、議案第 25 号、農用地利用配分計画の案について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書の 6 ページから 7 ページを御覧ください。まず、議案の説明に移らせていただく前に、1 つ訂正をお願いいたします。6 ページ存続期間又は残存期間のところですが、こちらを 9 年と 11 月に御訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、御説明に移らせていただきます。農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づきまして、農地中間管理機構がこの農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、農地中間管理機構、埼玉県は埼玉県農林公社、が農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p> <p>本町における農地中間管理事業の推進につきましては、男衾の旧塚田土地改良区内と花園橋下の男衾の下耕地地区、今年度新たに小園地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。</p> <p>先ほど御審議をいただきました議案第 24 号の農用地利用集積計画の整理番号 26 から 27 で、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けました。その借り受けた農地を借り受け希望者に貸し付けるのが、この農用地配分計画でございます。</p> <p>6 ページを御覧ください。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>該当農地は 7 ページを御覧いただければと思います。緑色で塗ってある部分がこれまでの配分済み農地で、赤色で塗られている部分が、今回の配分計画の農地でございます。小園地区は今回、田 2 筆、3,288 m²。合計では、67,522 m²、集積率は、31.535%です。また、先月にも御説明のとおり、小園地区の畑については、6 月 1 日転貸開始で、現在準備を進めております。</p> <p>なお、御承認を頂きました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画(案)を送付いたしまして、その後農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第 25 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 3 点、御連絡いたします。</p> <p>1 点目です。次回の総会ですが、3 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分から総会をお願いいたします。繰り返します。3 月 25 日月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>2 点目です。議案とともに郵送いたしました、大里農業委員会連絡協議会による平成 30 年度研修会が、平成 31 年 3 月 4 日月曜日の午後 1 時 30 分から、熊谷文化創造館さくらめいと月のホールで開催されます。出席者を報告する関係で、この場に置きまして御出席いただける方には挙手をお願いできればと思います。出席いただける方は公用車にて、こちらの役場のほうから午後 0 時 20 分に出発をいたしまして会場のほうに向かう予定となっております。また、自家用車等で行かれる方につきましては、遅れないように現地のほうで集合という形になります。御出席いただける方には挙手をお願いいたします。</p> <p>(出席委員挙手)</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。その中で、公用車にて会場に行かれる方は再度挙手をお願いできればと思います。</p> <p>(公用車利用委員挙手)</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。御出席いただける方で、公用車にて行かれる方につきましては、午後 0 時 20 分に役場ロータリーを出発いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>3 点目です。机上配布いたしました、農業委員会活動に対するお礼と全国農業新聞の継続購読のお願いについての文書を御覧頂ければと思います。委員さん方にはこれまで、全国農業新聞が帯で配られたと思います。年度末等迎えて、再任の方、退任の方がいらっしゃいますが、引き続き皆様には御購読いただければと思います。再任の方につきましては、新しい方と併せまして、皆様に新聞の購読をお願いをさせていただければと思います。退任される方につきましては、これまでは毎月互助会のほうから、新聞購読料を月 700 円をお支払いする形で御自宅に届いておりました。退任されますと御自身のほうで申し込みをいただいて口座振替等で購読をいただくようになります。お手元に御覧いただいております緑の紙の内側に継続でのお願いをして、御自身の講座のほうから引き落としでの申し込みの内容が書かれています。引き続き、新聞の購読をお願いしたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、平成 31 年第 2 回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>

発 言 者	内 容
事務局長	(事務局長、起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">松本雅夫委員 坂本日出雄委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成31年2月25日</p> <p style="text-align: center;"> 議 長 室 岡 重 雄 ----- 委 員 松 本 雅 夫 ----- 委 員 坂 本 日 出 雄 ----- </p>